

一般社団法人新潟県建築士事務所協会
新潟県被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づく震前支援計画

H26. 11. 19 理事会承認

1 目的

この計画は地震発生後において、応急危険度判定を円滑に実施するため、地震発生後の行動計画、会員判定士への情報連絡体制、判定資機材備蓄要領など、一般社団法人新潟県建築士事務所協会（以下「協会」という。）が準備すべき基本的事項について定めるものである。

2 行動計画

新潟県内で震度 5 強以上の地震が発生した場合の行動計画を以下のように定める。

- ① 事務局長及び事務局職員は協会事務所へ集合。必要に応じて正副会長及び地震対応特別委員長に連絡を行う。
- ② 協会支援本部の設置
協会内の支援本部（以下「協会支援本部」という。）の設置は情報を分析の上、会長が設置を決定する。会長に事故ある時は定款第34条第 3 項に基づく副会長の順位を準用しその者が設置を決定する。
なお、協会事務所が被災した場合は中越支部事務所に、また協会事務所及び中越支部事務所ともに被災した場合は上越支部事務所に、協会支援本部を設置する。
設置した際は、一般社団法人新潟県建築士会（以下「士会支援本部」という。）及び、日本建築士事務所協会連合会連合会（以下「日事連」という。）へ連絡する。
- ③ 派遣要請受け入れ準備
報道等で被害情報の収集を行うとともに、状況に応じて会員応急危険度判定士への連絡体制・方法等を整え、派遣要請を待つ。
（別表第 1 協会支援本部連絡体制一覧表）
- ④ 要請及び対応の経路
別紙：「新潟県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」から抜粋
- ⑤ 会員判定士への連絡
県又は士会支援本部から派遣要請があった場合には、各支部を通じて、活動地域、参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等を会員判定士に連絡し、併せて判定活動の諾否についても連絡・情報収集する。
（別表第 2 協会会員判定士一覧：士会登録者を除く）
- ⑥ 判定活動従事を承諾した判定士名簿をまとめ、士会支援本部へ報告する。（新潟県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル様式 5 - 2）添付省略
- ⑦ 判定活動
派遣応諾の判定士は、士会支援本部指定の場所に集合し判定活動を行う。（判定は 2 人で一班、3 日間以内の活動を原則とする。）
なお、士会支援本部から現地に派遣された災害支援担当員から、県、市区町村職員またはコーディネーターの指示に従い、判定活動に従事する判定士の連絡調整が行われる。
- ⑧ 協会支援本部の解散
士会支援本部は、判定活動終了後従事者の状況を協会支援本部へ報告する。
協会支援本部は、判定活動従事者を確認して協会支援本部を解散するとともに、士会支援本

部及び日事連にその旨を報告する。

3 会員判定士への連絡体制

協会支援本部からの会員判定士への連絡は、県マニュアル連絡系統Aの場合、原則として士会支援本部に登録されている判定士を除き、各支部長を通じて行うものとする。

なお、連絡系統B～Eの場合は判定士独自の判断で参加するものとするが、特に連絡系統Eによる参加者は、終了後協会支援本部へ報告するものとする。

4 判定資機材の備蓄体制

判定資機材の備蓄計画については原則として以下の通りとする。

① 協会本部事務所で備蓄

ヘルメット用シール

協会名入り 新潟県建築士事務所協会

空欄 氏名、連絡先、血液型

② 判定士個人で備蓄

ヘルメット、筆記用具、雨具、防寒具、マスク、コンベックス、軍手、携帯電話

(以下は判定時にあれば便利なもの)

カメラ、ナップザック、ペンライト、ホイッスル、コンパス、クラックスケール、下げ振り、水筒、携帯食料等

5 その他

この震前支援計画については平成26年11月19日以降の地震発生から適用する。なお、時代の状況等により必要に応じて、見直しを行うものとする。

別表第 1

協会支援本部連絡体制一覧表

役 職	氏 名	電 話	F A X	メールアドレス
会 長	(個人情報を含むため非表示。以下同じ)			
副会長				
〃				
〃				
地震対応特別委員長				
下越支部長				
中越支部長				
上越支部長				
協会事務所(下越支部)	025-265-4748	025-231-6553	kjk1523@niaaf.or.jp	
中越支部事務所	0258-32-8992	0258-37-4611	go-do@nifty.com	
上越支部事務所	(上越支部長に同じ)			

別表第 2

協会会員判定士一覧

※個人情報を含むため非表示とする。

掲載内容…氏名、年齢、性別、生年月日、血液型、自宅・勤務先の住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス（PC、携帯）

※県に個人情報提供に同意した判定士 105名

建築士会会員判定士を除き建築士事務所協会会員事務所所属判定士 20名

内訳	下越支部管内	10名
	中越支部管内	7名
	上越支部管内	3名

4-1 民間判定士への連絡体制

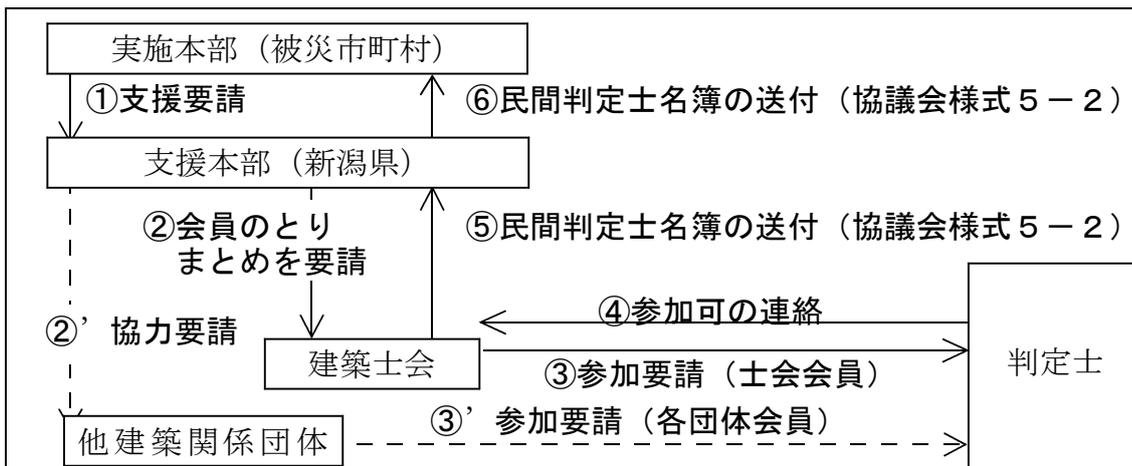
民間判定士への連絡体制は、判定棟数によって、支援本部の判断により、系統A～Cのとおり行う。また、実施本部と支援本部との連絡が困難になった場合には系統D、情報連絡網が麻痺した場合は、系統Eを使用する。

また、想定パターン外の事態が発生した場合も、可能な限り、実施本部、支援本部、応援市町村、関係団体で連携を図りながら臨機に対応する。

【判定棟数による選択系統】

判定棟数		
少	①連絡系統A （参考）H23長野県北部地震 判定棟数：991棟 のべ人員：119人（県が支援したもの）	県内判定士のみ で判定実施
	②連絡系統A+B+C ③連絡系統A+B+C+広域支援要請 （参考）H16中越地震 判定棟数：36,143棟 のべ人員：3,821人 H19中越沖地震 判定棟数：34,048棟 のべ人員：2,758人	県内+県外判定士 で判定実施
多		

（1）連絡系統A（建築関係団体の会員の民間判定士への連絡）



【解説】

- ①実施本部は、判定士の支援が必要なとき、支援本部に要請する。
- ②支援本部は、建築士会に、会員の判定士のとりまとめの支援を要請する。
- ③建築士会は、会員判定士に参加要請する。
- （②'、③'：建築士会会員の判定士のみでは人数が不足する場合は他建築関係団体にも各団体会員の判定士の参加を要請する。）
- ④判定士は判定実施内容を確認し、参加可能であれば建築士会に連絡する。
（他建築関係団体の会員も、参加可能の連絡は建築士会に行うことになるので注意する。以下の系統でも同じ。）
- ⑤建築士会は、派遣市町村ごとの参加可能判定士をとりまとめ、民間判定士名簿（協議会様式5-2）を作成し、支援本部に送付する。参加する判定士に対して集合場所等の連絡も随時行う。
- ⑥支援本部は、民間判定士名簿を各実施本部に送付する。